

◇同和対策審議会答申（抜粋）（昭和40年8月11日）

「未解放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という。）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはつきり断言しておかなければならないのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

◇被差別部落の起源をめぐる諸説

(1) 中世起源説

① 中世初頭、政治的作為によって成立したという説

部落差別の本質を社会からの排除（共同体からの排除）とみなし、排除された人々に社会と何らかの関係づけ（権力がキヨメ役などを課すこと）を行うことによって中世初頭に成立したというもの。

② 中世初頭、習俗的差別として社会的に生み出されたという説

被差別民に対する差別の本来的・基底的形態を習俗的差別であるとみなし、中世初頭に自然発生的性格をもって生み出されたものとするもの。

(2) 近世起源説

近世権力が、中世に存在していた「河原者」や皮革業者を核にして、その他の社会階層の一部も含めて新たに被差別身分として編成したことを重視して近世初頭に成立したというもの。

出典：「部落問題論への招待」寺木伸明・野口道彦 編（部落出版社）

◇ 鑿牛馬取得権（へいぎゅうば、たおれぎゅうば）とは

死亡した牛馬の遺体を取得する権利のことである。処理・解体し、皮革などを生産した。草葉株、旦那株などともいわれていた。

江戸時代においては、被差別部落の人がこの権利を独占した。牛馬が死ぬと、この権利者に無償で譲渡しなければならなかった。被差別部落の人が死牛馬を加工して貴重な収入源としており、武具などに不可欠な皮革生産を独占していた。

明治4年（1871年）の「鑿牛馬勝手処置令」という太政官達により廃止され、部落民の生計に大打撃を与えた。

◇解放令

穢多非人等ノ稱被廢候條 自今身分職業共平民同様タルヘキ事

辛未八月 太政官

穢多非人ノ稱被廢候條一般平民ニ編入シ身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱
モットモジヨケンシキタリ
尤地祖其外除躰ノ仕来モ有之候ハ、引直方見込取調大蔵省ヘ可伺出事

辛未八月 太政官

◇壬申戸籍

明治4年（1871年）の戸籍法に基づいて、翌明治5年（1872年）に編製された戸籍である。編製年の干支「壬申」から「壬申戸籍」と呼び慣わす。

壬申戸籍では、皇族、華族、士族、旧神官、僧、平民等を別個に集計した。

このとき被差別部落民は賤民解放令に基づき、平民として編入されたが、一部地域の戸籍には新平民や、元穢多、元非人等と記載される等、差別は色濃く残った。

② 差別と解放運動

・部落改善運動

明治末期に至り、ようやく部落の人々の生活に目が向けられ、大正時代にかけて部落改善運動が取り組まれてきました。この運動は、部落の風俗習慣の改善、衛生観念の啓発、産業の振興、教育の奨励等の事業への取組で、当初は先覚者の個人的な活動でしたが、行政や地域の有力者を含めた組織的な動きに発展しました。しかしながら、この運動は、部落問題を社会問題として顕在化させるもとになった点については評価されますが、事業を進める財政的裏付けはなく、部落の人々の自覚を促すことに留まるものでした。

・水平社創設

このように昔ながらの差別意識による職業選択の阻害や政府の経済・社会政策の影響により、被差別地区住民の生活は、近代になって総じて厳しくなったといえます。こうしたなか、1922（大正11）年に、差別撤廃に向けて、被差別部落の人々が団結し、全国水平社が結成されました。

差別の原因を部落の人々の生活にあるとだけ考えて、それを改善していこうとするような動きは、部落の人々を結果的に眠らせて周辺の住民の差別意識を温存させることにつながる、差別を解消するためには部落の人々が自ら立ち上がり差別解消の闘いをしない限り差別はなくならないという考えにもとづいたものです。

全国水平社

被差別部落解放を目的として、被差別部落の人々が自主的に結成した全国組織。1922（大正11）年京都で創立大会を開き、運動は全国各地に広がった。太平洋戦争中に自然消滅したが、戦後、部落解放全国委員会として復活し、1955（昭和30）年部落解放同盟と改称した。

◇帝国公道会

被差別部落の生活改善と思想善導を目的として結成された全国組織で1914（大正3）年6月7日に結成された。

初代会長は板垣退助、副会長は大木遠吉・本田親済が就任し、解放令発布を明治天皇の恩徳とし、恩徳に報いるために社会はこれまでの差別を反省して部落の住民への同情を注ぎ、住民も社会の一員として認められるような行動を求めた。

機関誌『公道』を発刊して世論の喚起を促し、また各地の部落の現状を調査して差別問題の調停や北海道などへの移住による生活改善策の実施を図った。

◇水平社結成の宣言（水平社パンフレット「良き日の爲に」より）

宣　　言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて來た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾等の爲の運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によって毎に人間を冒澆されてゐた罰であったのだ。そしてこれ等の人間を勵るかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を堕落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴迎者であり、實行者であった。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であったのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の惡夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が來たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福される時が來たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が來たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によって、祖先を辱しめ、人間を冒澆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んに冷たいか、人間を勵る事が何であるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讚するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光りあれ。

大正11年3月3日

全国水平社創立大會

2 国・県の取組

(1) 行政の取組

1) 国の取組

① 戦前の取組

・融和運動

全国水平社による解放運動は、全国に広がっていきました。社会的にも注目されるようになり、国や民間団体が一体となって部落差別を解消していく運動が進められ、改善事業に着手し始めました。これを融和運動といい、全国的な組織として、「中央融和事業協会」があり、各府県にそれぞれ融和団体がつくられていきました。

しかし第二次世界大戦が始まると、厳しい社会情勢の中で運動も事業も埋没してしまいました。

② 戦後まもなくの取組

1945（昭和20）年に、第二次世界大戦が終わり、日本国憲法が制定され、人権尊重の規定が設けられましたが、部落差別問題は現実の問題として依然残ったままでした。このような混迷のなかにあって、いち早く部落解放の運動がおこり、1946（昭和21）年には、部落解放全国委員会が結成され、差別事象や差別の実態を指摘するなかで行政や教育の場での取組を要請してきました。行政においても差別を放置できないという動きを受けて、対策を行っていくようになりました。その大きな進展の契機となったのが、1951（昭和26）年のいわゆる「オールロマンス事件」です。

この頃から各地で生活環境の改善、就労、福祉の向上をめざす同和対策事業が実施されるようになりました。

1953（昭和28）年に、戦後初めての同和対策として、厚生省（当時）が隣保館設置の予算を計上しました。その後、共同浴場、下水排水路、共同作業所、地区道路の整備事業を実施してきましたが、これらの予算措置により地区の生活実態が、大きく改善したわけではなく、また、全国的にもばらつきがみられました。

◇融和運動

大正・昭和前期、部落改善運動の流れを受けて、一方では水平社運動がおこったことと相前後して、行政機関や民間が一体となって部落差別を解消していく運動が進められてきた。これを融和運動といい、全国組織として「中央融和事業協会」があり各府県にそれぞれの融和団体がつくられていった。

この運動は、差別を解消して国民一体となることを目的としており、単なる精神融和を説くだけのものではなく、部落差別を解消するため 部落の環境改善、教育の奨励、職業の紹介、講習講演会の推進等の融和事業が行われてきた。

こうした融和運動も、1935（昭和10）年代半ばの戦時体制強化のもとで希薄化されていき、「中央融和事業協会」も1941（昭和16）年には、「同和奉公会」へ改組され、終戦に至って終末を迎えた。

大分県では、「国民相互の因習的観念を撤廃し、融和親睦の実を挙ぐる」という知事の指示のもとに「大分県親和会」が1924（大正13）年に発足し、講習会、融和教育研究会、融和事業説明会の開催や融和教育推進住宅、共同作業所、稚蚕飼育場の建設が行われてきた。

◇隣保館とは

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことの目的に市町村が設置し運営する施設。

1953（昭和28）年度の国家予算に、初めて同和地区に隣保館を建設する経費の補助金が計上された。1958（昭和33）年の社会福祉事業法の改正により、第2種社会福祉施設とされ、1996（平成8）年、閣議決定「同和問題の解決に向けた今後の方策について」に基づき、周辺地域住民を含めた地域社会全体を対象とする社会福祉施設として社会福祉法に位置づけられた。

◇オールロマンス事件

京都市の職員が「オール・ロマンス」という雑誌に、当時使われていた差別語の「特殊部落」と題する小説を寄稿し、部落の居住環境や生活実態を差別的に描写したとされる事件。

部落解放全国委員会は、部落の実態を改善しないで放置してきた京都市の責任を追及し、これを契機に行政施策を要求する運動が全国的に広がった。

なお、この小説の登場人物の多くは在日朝鮮人であり、在日朝鮮人を反社会的な存在として描き、差別を助長するものであった。

③ 早急な解決をめざして

1961（昭和36）年、国は、部落問題の抜本的な解決を図るため内閣総理大臣の諮問機関として、同和対策審議会（同対審）を設置しました。この審議会は、全国規模の実態調査を行いました。それをもとに審議を重ね、1965（昭和40）年に「同和対策審議会答申」を政府に提出しました。

・ 同和対策審議会答申

この答申では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかる課題である。」とし、「この問題の解決は国の責務であり、かつ、国民的課題である。」としています。

したがって、その対策は生活環境の改善、社会福祉の充実、産業、職業の安定、教育文化の向上、基本的人権の擁護等を内容とする総合的対策でなければならないことを明らかにし、国や地方公共団体が総合的に推進することを促しました。

④ 特別措置法

・ 特別対策による取組

[同和対策事業特別措置法]

同対審答申を受けて、国は、可及的速やかに問題を解決するため、期間や対象地域を限定した特別対策で対応することにしました。

1969（昭和44）年に最初の「同和対策事業特別措置法」（同対法）を制定しました。この法律に基づき事業を実施してきましたが、期限内に事業が完了しないことが見込まれ3年の延長がされました。

[地域改善対策特別措置法]

[地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律]

同対法に基づく事業により、生活環境などかなりの改善が進みましたが、まだ、不十分であったことから、同対法に続き「地域改善対策特別措置法（地対法）」が、1982（昭和57）年に施行されました。

1987（昭和62）年には、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）に引き継がれ、特別措置法に基づく同和対策事業が進められてきました。